

わかことワカルの少年法 第13回

今月のテーマ:少年の処遇ⁱ

前回までで家庭裁判所の審判を終え、今回からは少年の処遇について説明していきたいと思います。家裁の審判で非行があるとされた少年は、その後どのような処遇を受けることになるのでしょうか。今回は、統計を見ながら、まずおおまかな流れを紹介していきたいと思います。

わかこ： いよいよ今月から「処遇」に入っていくのね。

ワカル： 処遇って？ 土偶と関係あるのかな？

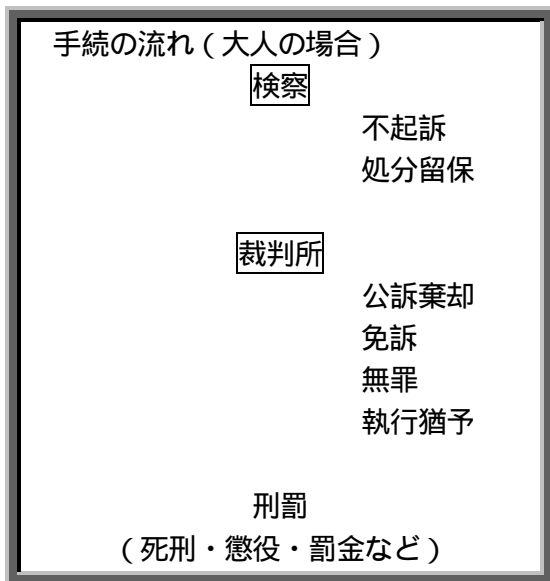
わかこ： ……少年院に入っとく！？

ワカル： わかった！ それが「処遇」でしょ！！

わかこ： ……正解。少年院へ送られるというのも処遇のひとつ。さあ、勉強しましょ。

<おおまかな流れ ~大人の場合と比較しながら>

では、大人の場合と比較しながら、まずはおおまかな流れを説明していきたいと思います。



上の図を見ながら読んでください。まずは大人の場合の手続の流れです。

大人の場合には、犯罪を適正な手続で証明し、処罰を許す手続です。しかし警察に捕まってもいつでも裁判所に起訴されるというわけではありません。上の図で言うと、検察のところにある「不起訴」です。これは、もちろん裁判ができない場合や、犯人じゃないからあるいは証拠が揃わないから釈放するというのも含まれますが、犯人にする証拠が揃っていても、「こいつは初犯だからもう次はやらないだろう」とか「きちんと反省しているから家に帰してやろう」とかいう理由で、起訴しないことができます。これは起訴便宜主義（刑事訴訟法248条）といって、これによって犯罪者というラベル

が貼られてしまうことを避け、社会復帰を促すという機能がありますⁱⁱ。また検察官は、さまざまな理由で、不起訴にもしないで、処分を留保して済ますこともあります。

そして、裁判所に起訴されると、弁護人の援助をうける適正な裁判手続によって、起訴された事実が十分に立証されると有罪、立証が失敗すると無罪になります。数は多くはありませんが、例えば時効にかかっていたりして裁判ができない場合には、免訴とされます。有罪の場合にはじめて、犯罪に応じた刑罰を受けます。ただ、ニュースなどでもよく聞くとありますが、「執行猶予」というのがあります。これは、有罪ではあるけれども、一定期間刑罰の執行を猶予して、その期間何もしなければ刑罰は受けなくても済むようにしましょう、という制度ですⁱⁱⁱ。これも、犯罪者の更生を促すために設けられた制度であると言えるでしょう。

大人の刑事裁判は、適正な手続で有罪と立証されない限り刑罰を科せられないという憲法の保障に基づく手続です。それは、刑事裁判を利用して発言を封じ、国民を戦争に動員し、惨禍を招いた歴史を繰り返さないための基本として、確立されたもので、適正な手続の保障は、平和で豊かな私たちの生活を支える基本として、決しておろそかにしてはならないものです。

次に、少年の場合の手続の流れです。

少年の場合は、過去の犯罪について処罰するために保障される大人の刑事裁判とは、違った意味合いを持ちます。それはその手続を通して、少年が陥った非行（犯罪）

をバネにして立ち直り、社会に復帰することを保障する手続でもあります。少年は警察に捕まったらすべて家庭裁判所に送られるのでしたよね。これを全件送致主義といいました（少年法41条、42条）。忘れてしまった方のために・・・、全件送致主義は、軽微な非行でもそれを契機に少年が立ち直ることを適切に援助するためにあるのでしたよね。

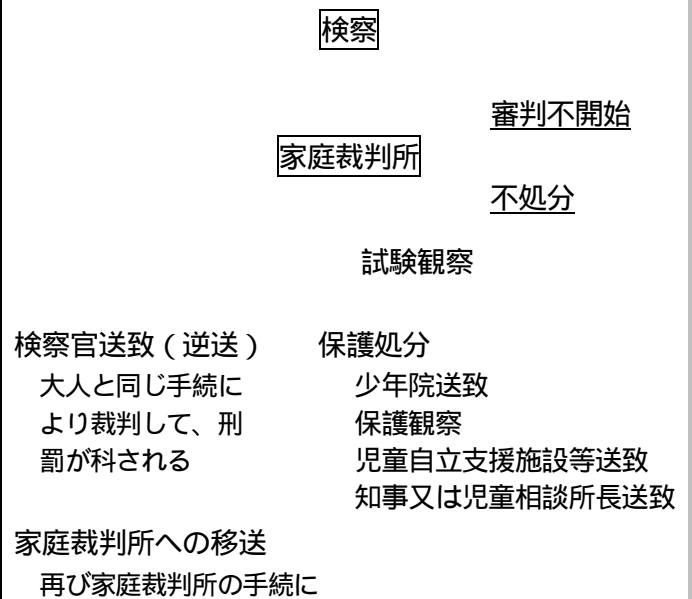
だから、保護処分という援助がなくても、少年や保護者や周囲の大人が、問題に気づき、手助けをしなくても、立ち直りへ向けて動きはじめる場合には、審判は不開始で終わります。

そして、審判の結果、非行がないとか保護処分をしなくても大丈夫、立ち直れると判断された場合には「不処分」、非行があり保護処分の援助が必要な場合には「保護処分」が言い渡されます。「保護処分」が必要かどうか、特に施設に収容して保護者などから分離することが必要かどうかの処遇を決めかねるときに、なるべく少年の置かれた成育環境に近いところで、立ち直りの軌道をつかむことができるかどうかの「様子を見る」場合には、「試験観察」という手続を準備しています。

最後に「保護処分」でも立ち直りが期待できない場合には、処罰の手続への道を残しています。それが検察官送致で、刑事裁判手続によって少年に対して刑罰を科すこととなります。しかしこの場合でも、刑事裁判は大人と同じに進めてはならないというのが、子どもの権利条約の建前で、2004年1月の子どもの権利委員会の勧告は、大人と同じ裁判の手続に送致する日本の現在の実務を廃止する方向での見直すことを求めています。日本

の刑事裁判官は、検察官送致後の手続について、少年の社会復帰の保障を目指すものであるという認識が弱く、大人の刑事裁判と同じように取り扱うという問題を残しています。最近新聞をにぎわせた「板橋事件」での裁判所の氏名非開示の措置は、その方向に一步近付けたものですが、まだまだ不十分で、実務の改革は急務といわなければなりません。ただ現在の刑事裁判においても、「保護処分」が適切と認める場合には再び事件を家庭裁判所に移すこととされ、そこでの手続に道が開かれていますので、この手続の活用も必要でしょう。

手続の流れ（少年の場合）



< 審判不開始 >

では、もう少し詳しい説明に入っていきましょう。上の図を参照しながら読んでください。

少年法 19 条 （審判を開始しない旨の決定）

家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないとき、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

（以下略）

少年法 21 条 （審判開始の決定）

家庭裁判所は、調査の結果、審判を開始するのが相当であると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

少年法 19 条

家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができないとか審判に付するのはよくないと思ったときは、「審判を開始しない」との決定をしなくてはいいけない。

少年法 21 条

家庭裁判所は、調査の結果、審判を開始するのがよいと思ったときは、「審判を開始する」との決定をしなくてはいいけない。

審判不開始

検察から家庭裁判所に事件が送られてきた際には、まず家庭裁判所は事件の調査を開始します。裁判官は警察・検察が捜査した事件の記録を調査し、調査官は少年に関する社会調査を開始します（少年法8条）。これ以前の手続は、刑事捜査として進行しますので、求められてはいますが、少年の生存・発達への配慮は、十分に確保されないばかりか、少年の尊厳が脅かされマイナスの影響が心配されるのが現実です。家庭裁判所における調査は、現実の社会で非行に陥り、さらにそうした手続のなかで傷付いた少年の訴えを受け止め、心を開かせる方向で行われます。そして、その調査の結果、審理をするまでもなく非行が認められなかった場合や、確実に立ち直りへ向けて歩みはじめており、手助けをするまでもない場合、手続を開始してはならない場合などには、審判を開始しない審判不開始の決定をします。

逆に手助けをする必要がある場合には審判を開始します。この辺りは今までの連載で説明してきましたね。

全件送致主義との関係で・・・簡易送致制度

<不処分>

少年法23条2項

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分を付することができず、又は保護処分を付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

少年法23条2項

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分を付することができないとか保護処分を付するのはよくないと思ったときは、不処分の決定をしなくてはならない。

不処分

審判を開いて審理をした結果、少年に非行がなかった場合や、また非行があっても保護処分をしなくても大丈夫、立ち直れるという場合には、家庭裁判所は、不処分の決定をします。

保護的措置

審判不開始や不処分にする場合でも、裁判官から訓戒を受けたり、調査官から教育的指導が行われたりすることがあります。これを「保護的措置」といいます。保護的措置には、少年との面接、家族や学校との関係調整、訓戒、奉仕活動、謝罪・弁償指導など、多岐にわたります。

審判不開始や不処分はいわば“無罪放免”というイメージがあるところですが、少年手続は実際には、少年が陥った非行（犯罪）をバネにして立ち直り、社会に復帰することを保障する手続で、その手続はできるだけ自力で行われることが、必要でもあり、有効でもあります。審

判不開始や不処分の事件の多くはこの保護的措置が行われ、その中で少年や保護者などが、立ち直るきっかけをつかんでいるのです。ある意味では最も有効で確実な対応ともいえるものです。

この制度は、全件送致主義によって、軽微な事件でもそれを契機にして少年が立ち直るきっかけを掴むようにとした法の趣旨を無にしてしまうことにならないか、果たして少年を傷つけないようにする裁判所の監視などの保障もないまま強制力をもって公共の安全と秩序の維持にあたる警察に少年を委ねて良いのか、という批判があるところです。

統計から

平成16年の少年の一般保護事件総数 142,977 に対して、審判不開始の数は106,148で、74.2%を占めています。そのうち、簡易送致事件の数は64,875です。

判不開始や不処分の事件の多くはこの保護的措置が行われ、その中で少年や保護者などが、立ち直るきっかけをつかんでいるのです。ある意味では最も有効で確実な対応ともいえるものです。

保護的措置は、裁判官や調査官が少年に合わせて柔軟に対応でき少年の保護・教育のために有効であることが多いと言われています。また、こうした措置によって審判不開始・不処分とすることができれば、少年に対する人権の制限をできるだけ抑えることができ、ラベリング回避による改善更生・社会復帰の促進に役立つこととなります。

統計から

平成16年の少年の一般保護事件総数 142,977 に対して、不処分の数は13,841で、9.7%を占めています。

審判不開始・不処分に終わる事件のうち、8割から9割の事件において保護的措置が行われています。

< 試験観察 >

少年法 25 条 （家庭裁判所調査官の観察）

家庭裁判所は、第 24 条第 1 項の保護処分を決定するために必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができる。

家庭裁判所は、前項の観察とあわせて、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 遵守事項を定めてその履行を命ずること
- 二 条件を付けて保護者に引渡すこと
- 三 適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること

少年法 25 条

家庭裁判所は、保護処分の決定をするために必要だなど思うときは、「少年を、適当な期間、調査官に観察してもらいましょう」という決定をすることができる。

家庭裁判所は、上の観察とあわせて、一、二、三の措置をとることができる。

試験観察

まず、最初に注意しておきたいのは、試験観察は事件を終局的に処理する処分ではありません（一番最初のページの図を参照）。ちょっとミスリーディングな説明ですみません・・・。

試験観察というのは、保護処分の決定に際して、少年に対する終局決定を留保して、適当な期間、調査官に少年を観察してもらい、それをもとに終局決定をするというものです。いわば「少年の様子を見る」というものですね。

試験観察の期間は数ヶ月程度で、その際には遵守事項を定めてこれを守らせる、条件を付けて保護者に引渡す、少年に対し適切な補導委託をするなどの措置がとられます。

その趣旨・機能

保護処分は比較的重い処分ですから（特に少年院送致になれば施設内で処遇されることになる）保護処分とするか否かは慎重に決める必要があります。ある意味では、紀律一辺倒に頼ることであり、紀律があるからしっかりしていても、自分の中に紀律が確立できなければ、紀律がなくなった途端元の木阿弥に戻ることも起こり得るのであり、かえって自力で立ち直す解決を妨げることにもなりかねません。そうした弊害を避けるためにこのような制度が用意されているのです。

また、試験観察は、同時に遵守事項を定めてこれを守らせるなどその少年に合わせた教育的指導を行うことにもなり、「約束を守ってきちんとしていれば処遇を軽くしてあげるよ」という形で少年に対する教育効果を期待することもできます。

< 保護処分 >

保護処分は次回と次々回に、検察官送致はその次の回に、それぞれ詳しく説明することになります。そのため今回は条文を挙げてその概要を説明するに止めます。

少年法 24 条 （保護処分の決定）

家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる保護処分をしなければならない

- 一 保護観察所の保護観察に付すること
- 二 児童自立支援施設又は児童養護施設に送致すること
- 三 少年院に送致すること

（以下略）

少年法 24 条

家庭裁判所は、不処分・検察官送致・知事又は児童相談所長送致にする場合を除いて、少年を保護処分に付する決定をしなければならない。保護処分には、保護観察、児童自立支援施設等送致、少年院送致の 3 種類がある。

保護処分の種類

保護処分には、条文に規定されている通り、保護観察、児童自立支援施設等送致、少年院送致の3種類があります。

保護観察

保護観察は、少年を施設に収容することなく家庭に置いたまま、保護観察官や保護司の指導監督を受けて少年の改善更生を図る保護処分をいいます。

児童自立支援施設等送致

児童自立支援施設送致又は児童養護施設送致は、少年院送致と同様に少年を施設に収容する保護処分ですが、この2つの施設は児童福祉法によって設けられた保護が必要な児童を収容するための施設で、少年院とはかなり異なります。

少年院送致

最後に、少年院送致は、少年を少年院に強制的に収容する保護処分、少年の自由を拘束する点で最も強力な処分といえるでしょう。

3種類の保護処分

少年法は、3種類の保護処分の処遇選択については何も

言っていません。そのため、裁判官が、非行性、要保護性、少年の資質、社会環境など、さまざまな事情を考慮して決めているとされています。

保護観察を含め施設に収容しないで少年の保護を行う処遇を、少年院送致などの施設内処遇に対して、社会内処遇といいます。社会内処遇は施設内処遇に比べて少年に対する人権への制限の程度が低く、自分自身の力で社会に適合して行くもので、またラベリングにより社会から冷遇され少年の社会復帰を困難にする事態を防ぐ意味でも、累犯の増加を防ぐ意味でも、できるだけ社会内処遇によるべきというのが実務の運用です。子どもの権利条約37条は、少年の自由剥奪は、「最後の解決手段として、最も短い適当な期間のみ用いること」とし、同40条4項は施設収容に代わる「保護処分」を工夫するように求め、子どもの権利委員会の勧告も、代替措置の確立を求めています。ただ、現在は社会からの応報感情や被害者の被害感情などの問題もあり、難しい問題状況になっているといえます。その早急な克服が必要です。

統計から

平成16年の少年の一般保護事件総数142,977に対して、保護観察の数は17,021で11.9%、児童自立支援施設等送致の数は227で0.2%、少年院送致の数は4,657で3.3%をそれぞれ占めています。

< 検察官送致 >

検察官送致、いわゆる逆送です。ここは条文がちょっと長いです。

少年法23条1項

家庭裁判所は、審判の結果・・・第20条にあたる場合であると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

少年法20条（検察官への送致）

家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものについては、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

少年法19条2項

家庭裁判所は、調査の結果、本人が20歳以上であることが判明したときは、前項の規定にかかわらず、決定をもって、事件を管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

少年法23条1項

家庭裁判所は、審判の結果、20条にあたる場合と思ったときは、検察官送致の決定をしなくてはならない。

少年法20条

家庭裁判所は、一定の事件について、調査の結果、犯罪の性質や情状に照らして刑罰がよいと思うときは、事

件を検察官に送致しなくてはならない。

家庭裁判所は、故意の行為によって（故意の行為の結果も含む）被害者を死亡させた犯罪事件で、少年が犯行時16歳以上の事件は、上の規定にかかわらず検察官送致の決定をしなくてはならない。ただし、さまざまな事情を考慮して「そうじゃないほうがよい」と思うときは、検察官送致の決定をしなくてもよい。

少年法19条2項

家庭裁判所は、調査の結果、少年（と思っていた人）が20歳以上であると判明したときは、検察官に送致する決定をしなくてはならない。

検察官送致の種類

検察官送致とされる場合は、犯罪の性質や情状に照らして刑罰がよいとされる場合（刑事処分相当）と、少年と思われていた人が20歳以上であると判明した場合・少年が審判中に20歳になってしまった場合iv（年齢超過）があります。

検察官送致

少年法では、少年に対する処分としては原則として保護処分によるべきとする立場をとっています（保護主義）。しかし、一定の事件については、社会からの応報感情や被害者の被害感情の問題があり、少年の処分として刑罰を止めるにはいたっていませんv。このような考えから、家庭裁判所が検察官に事件を送致して大人と同じ手続で裁判をして刑罰を科するというルートが用意されています（刑事処分相当検察官送致）。もっとも、大人と同じ手続は好ましくないという批判があり、国連子どもの権利委員会からその見直しが求められているのは、前述したとおりです。

他方、少年が大人であることが判明した場合や少年が審判中に大人になってしまった場合には、少年法が適用されなくなるので、大人と同じ手続で裁判をして刑罰を科するというルートに乗ることになります（年齢超過検察官送致）。

原則逆送制度（刑事処分相当検察官送致について）

ただし、平成12年の少年法改正で、原則逆送制度ができました。保護処分を優先するそれまでの少年法の建前から、故意の行為によって（又は、故意の行為の結果）被害者を死亡させた事件については原則として逆送するという制度になりました。これについては厳罰化という批判もされているところです。詳しくは16号で紹介することにしましょう。

統計から

平成16年の少年の一般保護事件総数142,977に対して、刑事処分相当検察官送致の数は416で0.3%、年齢超過検察官送致の数は516で0.4%をそれぞれ占めています。

< 知事又は児童相談所長送致 >

少年法23条1項

家庭裁判所は、審判の結果、第18条・・・にあたる場合であると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

少年法18条1項

家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもって、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致しなければならない。

少年法23条1項

家庭裁判所は、審判の結果、18条にあたる場合と思ったときは、知事又は児童相談所長送致の決定をしなくてはならない。

少年法18条1項

家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法上の措置がよいと思うときは、知事又は児童相談所長送致の決定をしなくてはならない。

知事又は児童相談所長送致

非行のある少年のうち児童福祉法上の保護を与える方がよいと判断される場合があり、その場合には、児童福

祉機関の判断により適切な措置をとる方がよいでしょう。そのため、このような制度が設けられました。特に、14歳未満の少年については、児童福祉機関の判断が先行す

る仕組みになっています（少年法3条3項）これは、14歳未満の少年には特に先に書いたことが当てはまるといえるためです。しかしこの点についても、14歳未満の少年を少年院に送致することができるようにしようという提案が国会に上程されようとしており、幼い少年に対し「育てなおし」を否定し、少年に社会復帰の道を閉ざそうとするものだと強く批判されています。

れぞれ占めています。

次回予告

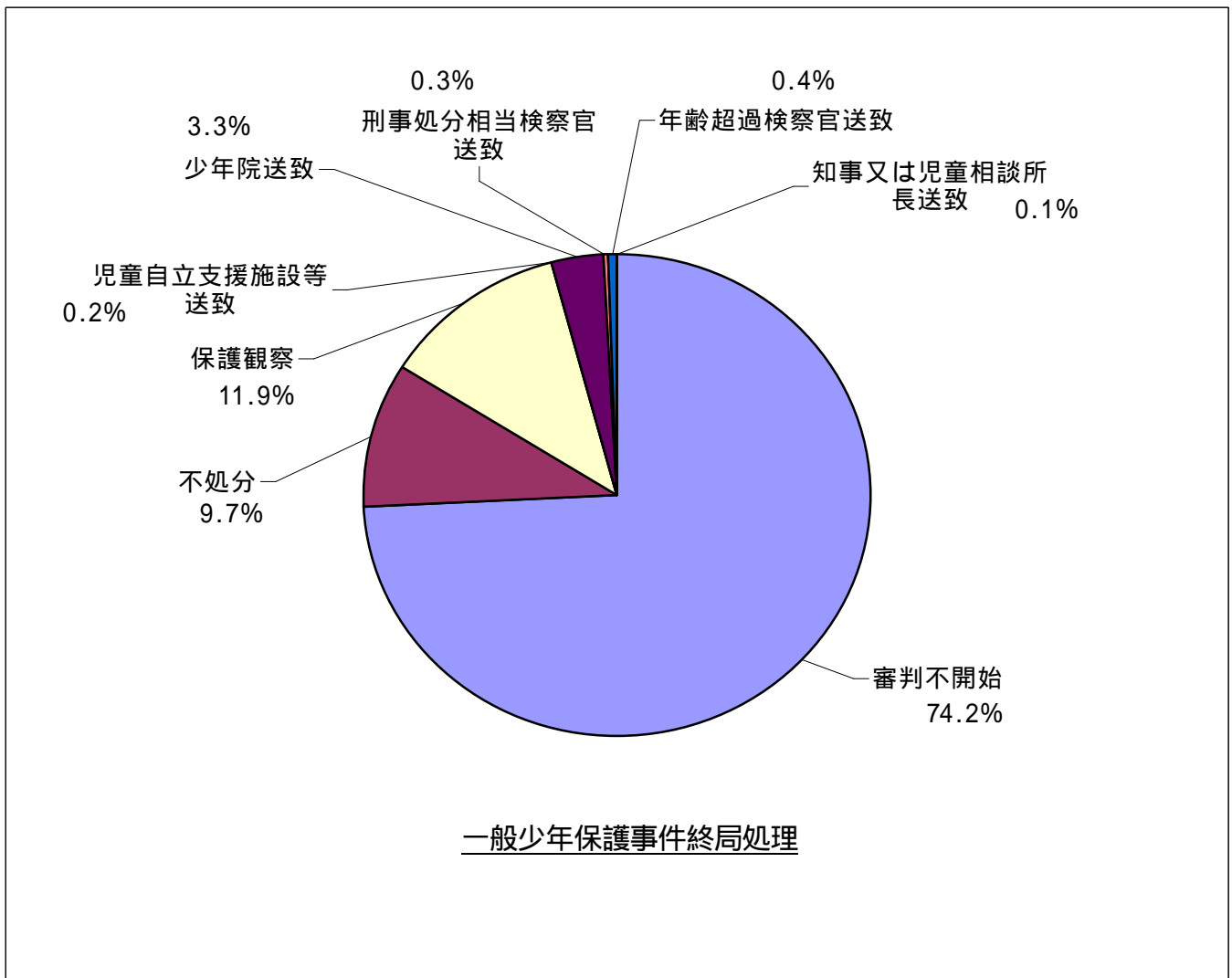
今月は「少年の処遇」について見てきました。次回からは、処遇の具体的内容の一つひとつ見ていきましょう。まずは「保護処分」からです。

では、来月もお楽しみに。

統計から

平成16年の少年の一般保護事件総数 142,977 に対して、知事又は児童相談所長送致の数は 151 で、0.1%をそ

「わかことワカルの少年法」担当
（監修：石井 小夜子、津田 玄児）



- i この章全体を貫く参考文献として、田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』（有斐閣、2001）、裁判所職員総合研修所監修『少年法実務講義案』（司法協会、2005）、服部・佐々木『ハンドブック少年法』（明石書店、2000）、新保・伊藤『少年法（やわらかめ）』（アспект、2001）がある。
- なお、本稿に出てくる統計はすべて法務省法務総合研究所編『平成17年度犯罪白書』によっている。大人の場合との比較を可能にすることを考慮して、すべて虞犯の数値を含まない数値で掲載している。
- ii もちろんこの段階では被疑者が実際に犯行に及んだのか否かは裁判をしていないのでわからない。この段階では、あくまで検察の見込みに過ぎない。ただ、検察が有罪を確信するような場合でも、その他の理由によって不起訴処分とすることができるということを意味しているのである。
- iii 厳密には刑法25条以下の規定を参照。
- iv 処分時説によった。名古屋高決昭和34年11月18日高刑集12巻9号937頁参照。
- v 例えば刑事処分相当検察官送致とされた場合でもその後の公判で執行猶予が付くこともあるし、交通関係の事件では刑事処分相当検察官送致が多くなっている（いわゆる罰金見込み検送）。